

議会の傍聴にきませんか。私達議員も張り切ります。

No. **4**

村議会の しんぶん

＝ほしのくにこ報告＝

H.12-1-30 第5回発行

☎02579(2)0712, FAX(2)6535



傍聴は簡単にできます
広神村役場3階へ
名簿に名前を書いてうしろの
傍聴席入口からどうぞ。
事前の予約はいりません。
途中でも出入り出来ます。
午前10時始まりがほとんど

定例会が12月17日～24日の会期で終わりました。

12月の定例会は8日間の会期がありましたが実質の活動日は3日間

- (17日(村長からの報告, 請願・陳情, 一般質問))
 - (20日(午前中は各委員会毎の会議, 午後から全員協議会))
 - (22日(5条例改正, 5補正予算, 追加議案, 請願・陳情の委員会報告))
- 22日本会議終了後(丸政旅館)懇親会(もちろん会費は自分持ち)

ボーナスが おきました

期末手当	458850円
所得税	36708
共済会費	2290
互助会費	10.000
差引支給額	409852円

議会語 請願と陳情

請願も陳情も国又は地方公共団体に希望を述べたことをいう。請願の場合は国民に認められた憲法上の権利の1つである。地方自治法では日本国民でなくとも請願が出来る。形式的に整っている請願は必ず受理しなければならない(議会に提出する際、紹介議員がいる) 陳情は法律上の規定の整備がされていない。陳情は紹介議員は必要ではない。

ほしのくに子 一般質問 H12.12.17

(一)介護保険について

①行政オンブズマンの設置(介護保険に関する苦情相談員を集落ごとに置く考えは?)

村長 オンブズマンは民間側が組織するものと解している。しかし介護保険制度の中で要援護者や痴呆性高齢者の虐待などを防止して人権を擁護する為**福祉オンブズマン**制度もある。これは村が委嘱し、設置するが個人のプライバシーへの配慮もあり慎重に検討したい。

② 認定からもれた人への自立支援(生活支援)が必要と思われるが...

村長 村は訪問介護の直営はせず今迄通り社会福祉協議会に委託。そこに介護予防、生活支援事業を取り入れ生きがい活動支援もしたい。認定もれの人への対策という意味からも介護予防という考えには国も助成を検討している。つまり認定されてサービスを受ければ「受けた分の1割負担」認定されなかった人は村が社協に委託して(従来通り)の在宅福祉とする。今迄はやはりおのり料金だったが4月からは介護保険との兼ね合いもあるので公平均一性という考え方でいく。

③ 広神村の65以上の保険料は2650円低所得から見れば高すぎる保険料や利用料に広神独自で減免等例は作れないか。

村長 生活困窮者に対し利用者負担の軽減について社会福祉法人の理解が得られました。又社会ぐるみで支えてゆくのが介護保険の基なので国からも自治体に救済措置もあるようですのでそれを見極めてが...

再々質問 本来なら高い料金を払わなければならぬケアマネジャーを全部村の職員で賄えるよういち早く介護保険にとり組んだ村長の力量については高く評価します。最後に介護保険で村に入る財源を試算するとどの位?

村長 わかりません 邦子(あとでお聞かせ下さい) 村長わかりました

(三) 一人暮らし老人宅への配食サービス と今春(1999年春)でやめたが福祉の低下を招かないという
村長の方針と合わないか? 基本方針は?

村長 社協でH2年頃から実施の配食サービスは毎月第2、第4金曜にボランティアの協力でやってきた。利用者から200円足りない分は赤い羽根募金から充当して今春迄やってきた。今後は介護予防、生活支援事業の要件を満たした中で制度に乗せる事も可能。平成13年度にデイホーム等々の整備運営の実態と共に考えてゆきたい。

再質問 社協で最初に始めたのは昭和46年頃 うどん給食で1人暮らしの人の顔を見にゆく目的で作られたそう。ボランティアの不足は今年配食サービスがなくなるとからは顔をみる機会が減ったと言っておられました。配食サービスについて言えば広瀬農協が400円で老人食弁当を作っているの、今迄赤い羽根から200円が出ていたのをそれと負担の一部に替えれば支援可能では? 村民の意向を聞いてまたあらたな発展がある事を望みます。

村長 田尻と田中のセンターで作り配食まで全部ボランティアがしていたが田尻のセンターが衛生面で不適當という事もあり本年度(H11年度)は配食サービスはないが来年からは週1回老人ホームにデイサービスデイホームを実施したい。現在は月2回1人暮らし及び不自由な方にきて載ってお風呂サービスやおやつ提供実施。平成12年度の子算編成で検討

広神村が過疎指定地域から外されました!!

<過疎法って何?> 1970年に過疎地を自立させる為にできた法で、指定された市町村は過疎債という借金をする事が出来、その内の7割を国が地方交付税という名前で払ってくれる。1970年に776市町村だったが今は1231市町村に増えている。現在までに国は62兆円投入し過疎地と都市部の差を縮める様にとの考えであったが、一向に過疎指定の市町村が減らない内に見直しの期限の2000年3月になった。2000年4月からの新過疎法で指定から外される101の市町村の中の1つに広神村が入ってしまったのです。理由は**人口減少率** 1960年から1995年まで人口が30%以上減少が指定要件で**広神村は23.6%** 加えて

高齢化率 65歳以上の高齢者が24%が要件で**広神村22.9%** この2点が要件を満たしてはいないので

財政力指数 0.42以下(広神0.22) この要件は満たしている。

若年者層比率 (15歳以上30歳未満) 15%以下(広神14.7%)

対象から外れた団体にも5年間は手厚い経過措置がある。この5年の間に自力経済や産業の育成に力を注いで過疎債に頼らなくてもすむ**自主財源**をもちたさいというのが国の意向だと私は思いました。**みんなで考えよう広神村!!**

例えば**アイデア**の1つとして 空いた農家や、学校の空室、使用していない会社などE村が安く買って日本中の若者に呼びかけて**SO-HO** ソーホー(インターネットで商う1人商売)をする人の為の場や所を提供!! その建物はSO-HOが出来るようにインターネットを村で引いてやる...等 又、インターネットで世界中に「雪と水を使ったベンチャー企業」の**アイデア募集**はどうでしょうか? もちろん懸賞金をつけて。そして入広瀬の様に来てくれる企業には有利な条件で土地や家を提供、あるいは農家の一部屋を間借りして貰って 田舎の良いところ(人情味やお米のおいしい音階)と、その部屋に入ったらず歩かないという都会の良いところとE兼え備えた部屋を作ってやる等若者の住みやすい方向で条件を決める などなど...

<ご存知ですか?合成洗剤の怖さ!!>

石けんと合成洗剤の違い 石けんは牛脂や植物油が原料で合成洗剤は石油や石炭が原料(食べられるものと食べられないもの)動植物の生油脂と苛性ソーダを反応させて作られたものを**石けん**と呼びそれ以外のものは**合成界面活性剤**と呼んでいる。(石けんも**界面活性剤**)

合成界面活性剤(合成洗剤)の生まれた理由 戦後の食料難の時、食べられる油を石けんを使うのはもったいない。もっと安いもので代用は出来たか?でできた。合成洗剤に含まれる材料は主に**石油**と洗浄力を高める**リン酸塩**、布を白く染める**蛍光増白剤**(これには発ガンの疑いありでガゼや脱脂綿には使用不可にしている)その他に**合成香料**など

人体への影響 合成洗剤は私達が使う通常の量でも、手荒れや赤ちゃんのオムツカブリ、アトピー性皮膚炎などの**皮膚障害**、**溶血作用**、**発ガン補助**など安全性に多くの疑問が投げかけられています。皮膚科では昭和55年以降毎年合成洗剤による皮膚障害が1位!!

環境への影響 合成洗剤には**蛍光剤**や**リン酸塩**が含まれており、川や海を汚染しています。無リンをうたう為にリンよりも強い化学物質を使った洗剤も出て、魚介類など生物に**悪影響**!! 石油を精製する時に出来る副産物**アルキルスルホン酸ソーダ**に苛性ソーダと**濃硫酸**を加えて出来るのが**合成洗剤**。これは洗う力は強いが排水後分解されにくく、また衣服に**残留度**が高く皮膚への**浸透性**も高いので**健康障害**の大きな要因になっている。きれいな洗われた服と思っても実は**蛍光剤**で染められたものなのです。

いまあなたに出来ることは 私達の暮らしの中に**合成洗剤**と同じように便利さの故に使い続けているもので**危険なもの**が**沢山**あります。**プラスチック**、**フロンガス**、**農薬**、**家庭用殺虫剤**、**食品添加物**等々、便利さに優先されて使ったあとどうなるのか、大きな**社会問題**となっています。歴史も浅く今迄に**経験**のない**化学物質**製品が**どんどん**増え、**自然界の循環**を壊しています。その**影響**が私達の**「生命と暮らし」**を脅かすものとして迫ってきています。いま出来る事、で身近な事から見直しませんか。暮らしの中の**数ある洗剤**の中の**1つ**から**石けん**に替えてみませんか? **合成洗剤は買わない!! 贈らない!! 使わない!!**